



山形県公報

平成29年1月10日(火)
第2810号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山建設総務課) … 9
- 県道の供用の開始.....( 同 ) …同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数.....10

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業・県産品振興課) …同
- 同.....( 同 ) …12
- 大規模小売店舗の新設の届出.....( 同 ) …13

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年1月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成29年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|----------------------------------|------|--------------------|------------|
| 西村山郡大江町大字荻野字志津17番8から<br>同 13番3まで | 旧    | 34.0メートル<br>} 10.0 | メートル<br>52 |
| 同 上                              | 新    | 40.0メートル<br>} 34.4 | 同 上        |

### 山形県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年1月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成29年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字荻野字志津17番8から  
同 13番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月10日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年1月10日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,986人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,660人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 69,825人 | 村山市           | 7,229人  | 西村山郡 | 11,739人 |
| 米沢市         | 23,329人 | 長井市           | 7,795人  | 最上郡  | 11,900人 |
| 鶴岡市         | 36,907人 | 天童市           | 17,320人 | 東置賜郡 | 11,288人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,376人 | 東根市           | 13,133人 | 西置賜郡 | 8,529人  |
| 新庄市         | 10,269人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,055人  | 東田川郡 | 8,382人  |
| 寒河江市        | 11,632人 | 南陽市           | 9,122人  |      |         |
| 上山市         | 9,136人  | 東村山郡          | 7,466人  |      |         |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において平成29年5月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター上山店  
上山市仙石梅ノ木771番外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 
- (変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1  | 捧 雄 一 郎 |
| 芙蓉総合リース株式会社   | 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 | 辻 田 泰 徳 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 
- (変更前)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 | 捧 雄 一 郎 |
| 未 定           |                   |         |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 コ メ リ | 新潟県新潟市南区清水4501番地1       | 捧 雄 一 郎 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 順   |

## 3 変更年月日

平成28年12月7日

## 4 届出年月日

平成28年12月7日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において平成29年5月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター上山店  
上山市仙石字梅ノ木771番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧 雄一郎  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号  
代表取締役 辻田 泰徳

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 荷さばき施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

ロ 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社コメリ       | 午前7時    | 午後9時    |
| 未定            | 午前8時    | 午後11時   |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社コメリ       | 午前7時    | 午後9時    |
| 株式会社ツルハ       | 午前7時    | 午後11時   |

4 変更年月日

平成29年2月1日

5 届出年月日

平成28年12月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年5月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに川西町役場において平成29年5月10日まで縦覧に供する。

平成29年1月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ひらせいホームセンター川西店  
東置賜郡川西町大字中小松字田仲2503番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ひらせいホームセンター 新潟県新潟市西区小針西二丁目7番32号  
代表取締役 清水 泰明
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,889.63平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 76台
  - (2) 駐輪場の収容台数 9台
  - (3) 荷さばき施設の面積 41.6平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 9.9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前9時
    - ロ 閉店時刻 翌日の午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日  
平成28年12月14日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年5月10日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤        | 正        |
|-------------|-----------|-----|----|----------|----------|
| 平成28. 5. 10 | 第2744号    | 577 | 22 | 3612番地の2 | 3069番地の2 |
| 同           | 同         | 同   | 26 | 同        | 同        |
| 同           | 同         | 同   | 40 | 同        | 同        |
| 同           | 同         | 同   | 44 | 同        | 同        |